

北区道路占用許可申請の流れ

(足場・仮囲・朝顔等)

はじめに北区役所管理占用係に

- ①「道路占用許可申請書類一式」と
 - ②道路使用許可申請書一式」の両方を提出します。
- 内容を確認して問題なければ、その場で両方の申請書に区役所の**仮受付印**を押印します。

北区役所土木管理課管理占用係（第1庁舎3階19番）

① 道路占用許可申請書(1枚目と2枚目)および
添付書類(案内図、平面図、立面図、断面図、現況写真等、
各2部)1式

仮
受
付
押
印

所轄警察署

①道路占用許可申請書一式と②道路使用許可申請書一式を所轄の警察署に提出します。
所轄の警察署の指示に従ってください。

北 区 役 所

① 道路占用申請書一式
(所轄警察署長の意見欄に意見のあるもの)を、
管理占用係の窓口にて、受理します。

本
受
付

① 所轄の警察署から北区道路占用申請書の所轄警察署長の意見欄に意見をもらい、①を管理
占用係へ、再び提出します。
②道路使用許可証交付(所轄警察署にて)

内容審査、決裁が終わりしだい許可書を発行します。
(1週間程度かかります)
許可書が出来しだい電話にて連絡します。
その際、占用料もお知らせします。

占
用
許
可
書
交
付

王子警察署	03-3911-0110
赤羽警察署	03-3903-0110
滝野川警察署	03-3940-0110

窓口にて、許可書をお渡しします。
占用料は、収納窓口にてお支払いいただきます。

道 路 の 占 用

道 路 の 復 旧

完
了



北区役所土木管理課管理占用係

〒114-8508

東京都北区王子本町1-15-22

TEL 03-3908-9220